

議案第65号

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路構造令の一部改正に鑑み、歩行者利便増進道路に関する基準を定める等の必要があるによる。

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成25年福岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第47条」に、「第47条」を「第48条」に改める。

第4条中「第46条」を「第47条」に改める。

第34条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第47条を第48条とし、第2章中第46条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18

年法律第91号) 第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。) は、福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例(平成25年福岡市条例第9号)で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。